

# 対抗不能の一般理論について

## ——対抗要件の一般理論のために——

加賀山 茂

大阪大学講師

一 問題の所在	一 問題の所在
二 対抗不能の問題の一般理論の形成を妨げている要因	二 対抗不能の問題の一般理論の形成を妨げている要因
三 対抗問題の領域	三 対抗問題の領域
1 対抗不能に関する条文の分類	1 対抗不能に関する条文の分類
2 条文の用語法に基づく分類	2 条文の用語法に基づく分類
3 法律行為の無効・取消と第三者によるその効力の確認	3 法律行為の無効・取消と第三者によるその効力の確認
4 対抗不能の要因に基づく分類	4 対抗不能の要因に基づく分類
5 結論	5 結論

する者にとつても難問であるといつてよい。対抗要件といえば、まず、学説が華々しく対立している民法一七七条の不動産物権変動の対抗問題が思い起されるが、民法においては、「対抗スルコトヲ得ス（対抗することができない）」という用語法は、物権変動の問題に限定されているわけではない。

ところが、わが国の学説は、対抗要件の問題を狭く限定しようとする傾向が強く、民法が「対抗することができない」という用語を使っている条文、例えば、民法九四条二項（通謀虚偽表示の無効は善意の第三者に対する抗議）、民法九六条三項（詐欺による意思表示の取消は善意の第三者に対する抗議）、民法九四条二項（通謀虚偽表示の無効は善意の第三者に対する抗議）などに關して、それを対抗問題ではないとして問題の解決を行っている例が多く見られる。<sup>3)</sup>

例えば、民法総則の代表的な教科書の一つである四宮和夫教授の『民法総則』によれば、民法九四条二項、九六条三項のそれぞれの条文に該当する善意の第三者（不動産の譲受人＝転得者）は、それぞれ、無効や取消を主張する者（譲渡人の前主）に対して、登記なしに対抗しうるかという問題について、次のように説明されている。

まず、民法九四条二項については、「Aが

虚偽表示によってA所有の不動産をBに譲渡し、Bがさらに『善意ノ第三者』Cに譲渡した場合、Cは——Bに対してももちろん——

A→B→Cと転々した場合、CA間の関係は対抗問題（一七七条参照）ではない、と考えられる。したがって、Cは登記なくして権利取得をAに主張することができるという見解に賛成したい。<sup>4)</sup>と説明されており、詐欺による取消の遡及効が善意の第三者Cとの関係では、AB間の契約を「有効」とみるという解釈がなされている。

しかし、筆者の見解によれば、詐欺による取消が善意の「第三者に対する抗議できない」という意味をそのまま理解してよいかどうかが、まさに、民法九六条三項における「対抗問題」なのである。後に詳しく見るよう、契約の取消が善意の第三者に対する抗議ではないとされることは、取消の遡及効が否定されると考えることで十分であり、契約そのものが「有效」とみなされると考える必要はない。したがって、ここで「対抗問題」を筆者のように解釈した場合は、取消の遡及効が否定される結果、取消の時点から遡及せずに発生するAのBに対する原状回復請求権と、CのBに対する売買契約に基づく権利とが対立することになる。すなわち、この場合も、二重譲渡と類似の関係が形成されているのであって、不動産物権変動における「対抗問題」が発生しそうになることになるのである。

民法の条文に「対抗することができない」と書かれている問題をどのようにとらえるのかという基本的な視点に関して、四宮教授が、民法一七七条にいう「対抗する」とができる、民法九四条二項にいう「対抗する」とできないは対抗問題であるが、民法九四条二項、九六条三項にいう「対抗する」ができる「ない」は対抗問題ではないとして、民法の文言からかけ離れた理論を開拓しているのは何故であろうか。

その理由を前掲教科書の論拠となっている四宮教授の論文「遡及効と対抗要件」によつて推測すると、四宮教授は、対抗問題を「公

対抗要件に関する問題は、民法の初学者にとっても、また、民法を長年わたって研究

虚偽表示によってA所有の不動産をBに譲渡し、Bがさらに『善意ノ第三者』Cに譲渡した場合、CはAB間に登記なしに権利を取得したものをとみなす趣旨であり、そして、不動産が

示の前後に於て優先順位を決め（る）問題であるとされており、そのことからさりに一步を進めて、対抗問題とは、公示（登記）のない者が負ける問題であると理解される。あるいは、硬直的で、動かしえない結論が導き出されることになる。なぜなら、「対抗問題を対抗問題から除外しなければならない」という、硬直的で、動かしえない結論が導き出されることがある。なぜなら、「対抗問題を対抗問題から除外しなければならない」命題と「公示（登記）がなくても負けない（勝つ）」者がいるならば、それは対抗問題ではない」という命題とは、論理的に同値だからである。後に詳しく述べるように、「対抗問題とは、公示（登記）のない者が負ける問題である」という理解こそが、わが国の対抗要件の理論を混乱させる最大の原因となっているのである。いずれにせよ、そのような理解の結果、四宮教授は、登記の有無によって問題を解決する場合には、それを「対抗問題」であると述べてその理由付けを行い、登記の有無によって問題を解決するのが適切ないと判断する場合には、その問題は「対抗問題」ではないとして別の理由付け（例えば、民法九四条二項の類推適用）を由付け（四宮説の結論については賛否両論があるが<sup>17</sup>）、後に詳しく述べるように、四宮説は通謀虚偽表示や詐欺によってなされた意思表示を、善意の第三者Cとの関係で、単純に「有効」とみなしている点で理論的に問題がある。また、善意の第三者Cは、登記なしに、Bから登記を回復したAにも対抗できることになる点で、結果の妥当性にも疑問が生じるというものが筆者の見解である。

目指すときは二重譲渡類似の関係があると説明して一七七条を適用し、未登記権利者の保護を目指す場合には、真正権利者と無権利者からの譲受人との争いであるとして、一七七条の適用を排除（する）<sup>(8)</sup>という右の手法は、四宮教授だけでなく、わが国の近時の学説にはほぼ共通するものとなっていることが鎌田薰教授によつて指摘されている。その結果、わが国においては、「対抗問題かどうか」は、「公示（登記）によつて解決すべき問題かどうか」という、非常に主觀的な基準によつて左右されることになつてしまつており、広中俊雄教授も指摘されるように、「どのような場合が『対抗問題』を生ずる場合にあたるかについては一致がなく、……結局、各自において一七七条の適用を妥当とする場合が『対抗問題』を生じる場合とよばれていますといつてよい」という混迷状態が生じているのである。

もつとも、対抗問題を「登記の先後によつて権利の優劣を決めるのが適当な問題であるかどうか」によつて「帰納的」に考えるのではなく、対抗問題を次のように定義し、そこから、演繹的に考えようとする見解も有力である。このような見解によれば、対抗問題とは、「同一不動産における両立しえない物権変動（それに準ずる法律関係）」の存在に対し、その優劣を決する問題である<sup>(9)</sup>と理解されている。その場合、両立しえない物権変動はそれぞれ有効に成立していることが必要となるが、無権利者であつたりすると、Bは、たゞえ登記を備えたとしても所有権を取得できず、未登記権利者に自己の権利を対抗するといふ問題は生じないとされている。これらの場合には、真正権利者は無権利者Bに登記なしに、自己の権利を対抗しうるとされているから、一七七条の適用の余地はなく、したがつて

「対抗問題」ではないという点では、学説は一致している。

しかし、「無効・無権利者の問題」として「対抗問題」から外れる問題と、真正な「対抗問題」とを区別することは、實際には困難な場合が少なくない。例えば、民法九六条三項の場合に、取消によって生じるBからAへの物権変動と、転売によって生じるBからCへの物権変動とが、同一不動産における両立しない有効な物権変動に該当するかどうか、すなわち、この問題が対抗問題となるかどうかについては、学説が大きく対立しているのである。<sup>(13)</sup>

このように、我が国においては、物権変動に関する民法一七七条、一七八条および債権譲渡に関する四六七条以下の問題が対抗問題であることについては異論がないが、民法九四条二項、九六条三項に規定されている「対抗することができない」という問題が対抗問題であるかどうかについては、見解の一致がない。そして、民法一七七条、一七八条および民法四六七条以下にいう「対抗することができない」と、民法九四条二項、九六条三項にいう「対抗することができない」とは、用語は同じであるが法的性質の異なる問題であると一般に考えられてきたようと思われる。<sup>(14)</sup>

対抗問題について比較法的な観点から従来の通説に根本的な問題提起を行つた滝沢隼代教授の注目すべき論文「物権変動における意思主義・対抗要件主義の繼受」においても、そのような考えは維持されている。

しかし、わが国の民法において、「対抗することのできない」という用語は、総則・物権・債権・親族・相続のすべての分野にわたって、四一ヶ所で用いられている。そして、立法者が、「対抗することができない」という用語を、統一的な意味で用いようとしていたことは確実であり、この用語法に関して、民法全体にわたって体系的に理解する試みを

1

(1) 民法の第一編から第三編まで（以下、財産編という）は、「対抗スルコトヲ得ス」（民法四五条以下参照）という用語法を用い、第四編

放棄すべきではないと思われる。もつとも、同じ用語でも、民法の各条文において、多少のニュアンスの違いは生じるであろうが、前掲滝沢論文のように、「対抗スルコトヲ得ス」の意義は、それぞれに独自の特色を持ち、一律の理解が成立するとは考えられない。」と断定してしまうのは、早計に過ぎよう。

本稿は、民法の全編を通じて用いられて、いる対抗要件の問題のうち、「対抗することができない」という用語法に代表される対抗不能の問題について、それらを統一的に理解し、一般的理論の構築を妨げているものは何とか、それらの障害をどのように取り除くことによって、対抗不能の一般理論を構築する。に関する一般理論を示そうとするものである。

(注) (1) 民法の第一編から第三編まで（以下、財産編という）は、「対抗スルコトヲ得ス」（民法四五条以下参照）という用語法を用い、第四編から第五編まで（以下、親族・相続編といふ）は「対抗することができない」（民法七五六条以下参照）という用語法を用いている。戦後の民法大改正を受けた親族・相続編は口語表現を取り、大改正を受けなかつた財産編は文語表現を止めているため、このような表現の相違が生じているのであるが、本稿のように、対抗問題を民法全体について分析しようとする場合には、このような表現方法の不統一を解消していく必要がある。

そこで、本稿では、筆者が、民法財産編の文語による表現を親族編の口語による表現方法に則して、すべて口語表現に改めたものを利用しつつ、統一的な表現方法の下で条文の分析を行うことにした。文語から口語への変換に際しては、親族・相続編の中で、内容的な改正がほどんど行われず、文語表現から口語表現への変更に止められた「遺言」の章の八五ヶ条について、旧法と新法の用語法の対照表を作成する、



法に統一されるのである（法典調査会「民法整

理會議事速記錄（二卷七二二頁以下參照）。

(17) 滝沢隼代「物権変動における意思主義」、  
対抗要件主義の継受(五)」法協九四巻四号  
〔昭和五二年〕一〇二一頁。

二 対抗不能の問題の一般理論

の形成を妨げている要因

対抗問題とは何かについては、通説的な見解によれば、二重譲渡の場合のように、同一目的物をめぐって、二つの有効な法律関係が矛盾・対立する場合の問題であるとされてきた。この考え方は、物権変動の問題に関しては、基本的に正しいと思われる。しかし、左のような矛盾・対立関係が生じる場合というのは、必ずしも民法一七七条以下の問題に限定されるわけではない。ところが、対抗問題といふと、民法一七七条一七八条および法四六七条以下の問題であるとして、対抗問題の領域を限定するというのが、一般的な傾向であったと思われる。このように、対抗問題の領域を狭く限定する考え方が対抗要件の一般理論の形成を妨げてきたことは疑いがち

民法の文言にもかかわらず、対抗問題の適用範囲を狭く限定しようとする通説の考え方背後には、対抗問題は、「公示（登記）」の生後によって勝敗が決まる問題であるとの発点があり、しかも、結論の単純さに比較して、その理論的説明は、多くの人々を納得させるほどに成功しているものが多く、結論に争いがないものをその説明においてこつてもあまり意味がないという雰囲気が醸出されるとともに、一方で、「対抗することができない」という意味を民法全体にわたって理論的に解明しようとする努力は放棄され、他方で、公示（登記）の生後によって

敗を決めるのにふさわしくない場合は、その場合を対抗問題から除外するという、対抗問題の適用領域を狭く限定しようとする傾向が我が国の学説を支配してきたと思われる。このような傾向を生み出すに至った根本原因

る。しかし、対抗問題を公示（登記）の有無によっては、具体的な問題について、公平な解決を図ることができないことは目に見えている。そこで、通説は、公平な解決ができなかつた。

年」一四八、一四九頁、広中俊雄「物權法(第一版)」(青林書院新社)「昭和五七年」七〇頁、  
「妻某・有泉亭『新訂物權法』(岩波書店)「昭  
和五八年」一五一、一五二頁、稻本洋之助「民  
法II」(青林書院新社)「昭和五八年」一三四  
頁、合上表下「物權法(第三回)」(則文社)

として別の逃げ道を作り始めたのである。民法九四条二項の類推適用の多用・濫用とも思われる現象はまさにその一例であろう。<sup>(2)</sup>本来なら、「対抗問題」を公示（登記）のない者が負ける問題であると理解するという硬直的な考え方自体が反省されるべきであった。ところが、「対抗問題」に関する硬直的な考え方はそのままにして、「対抗問題」を公示（登記）の有無のみによって妥当な解決が期待できる問題だけに封じ込めるという誤った方向に向っていったのである。

今や、対抗問題の原点に立ち返り、民法全体にわたる広い視野から、対抗問題を眺め、対抗問題全体に対する理論的解明を行うことが必要であるというのが、筆者の考え方である。本稿はそのような視点から対抗問題の理论的解明を行おうとするものである。

(20) 星野英一「民法概論Ⅱ（物権・担保物権）」（良書普及会）昭和五五年五三頁によると、「なにが『対抗問題』かを予め決めることはできず、登記の先後によって権利の優劣を決めるのが適当であるような問題をそう呼ぶべきものである（帰納的に考える」と主張している。しかし、帰納的な考え方によって、具体的な検討の後に示されるべき「対抗問題」の一般的な基準は何ら導き出されていない。「帰納的な考え方」というからには、具体的な問題から出発して、最後に一般的な命題や法則を導く努力があつてしかるべきである。ところが、どのような場合が対抗問題（登記の先後によって権利の優劣を決めるのが適当であるような問題）に該当するのかを判断しうる基準らしきものは何ら示されていない。これでは、対抗問題とは「登記の先後によって権利の優劣を決めるのが適当であるような問題である」と考え、そこか

18

(18) 星野英一「物権変動論における『対抗問題』と『公信』問題」法学教室三八号〔昭和

問題と「公信」問題 法学教室三八号 昭和八年一六頁は、「甲がある不動産を乙に売った場合にそぞてさらにそれを二重に丙に売った場合に乙が登記しないでいる間に丙に登記をしてしまいますと、丙が乙に勝つてしまう……この結論についてはだれも異論がない」という点から発しているが、一八頁では、「要するに、一六条と一七七条の関係は、当事者間ににおいて意思表示のみによって物権は移転するが、これを第三者に主張するためには登記をしなけれ

だめだ」として議論を進めており、「登記の後によつて決まる」ということ、「登記がければ負ける」ということの重要な差異を無

(19) 舟橋諱一『物權法』(有斐閣) [昭和三] してある。

三 対抗不能の問題の一般理論

の形成のために

対抗問題を論じるに際して、民法の中でいかなる条文が対抗問題について規定しているかを明確にする必要がある。

ら生じる法律関係の効力の主観的範囲の問題である。<sup>(2)</sup> 条文の用例では、「「は有効（無効）である。ただし、善意の第三者に対抗できない」という形を取ることが多い。

民法九四条では、その一項で、「相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする」として、法律行為の効力を無効と規定しております。そこで、その二項で、「前項の意思表示の無効は、これを善意の第三者に対抗することができない。」として、通謀虚偽表示による法律行為の無効の効力が、善意の第三者には及ばず、むしろ、善意の第三者によつて否認されうることを規定している。

文部省問題の典秀例としわれてしる民法一七七条においては、対抗問題は、一七六条で認められる物権変動の効力が一七七条によつて、その効力の主觀的効力の範囲が限定されるという形で表現されている。すなわち、民法一七六条は、「物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによつてその効力を生じ得る。」と規定し、意思表示による物権変動の効力を認めつつ、一七七条により「不動産に関する物権の得喪及び変更は、登記法の定めるところに従い、その登記をしなければ、これを第三者に対抗することができない。」と規定して、その効力の及ぶ範囲に限定を加えるという形式をとつてゐる。

ろは、ある法律関係について、当事者間では全面的な法律効果の発生を付与するどもに、それによって権利を害される第三者を保護するため、一定の要件を備えた第三者に対する第三者的権利を害する範囲に限って、問題となっている法律効果を剥奪する権限を付与するということである。そして、そのような制度を表現するものとしては、「対抗することができない」という文言に限定されるわけではない。

例えば、一般に対抗問題とされている解除の効力の問題については、民法は、対抗といふ言葉を用いていない。しかし、五四五条一項において、「当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。但し、第三者の権利を害することができない。」と規定して、当事者間において解除の法律効果を認めつつ、保護されるべき第三者との関係では、その法律効果の効力が第三者の権利を害する範囲で制限されるという対抗問題の本質を表現しているのである。このような、第三者等の「権利を害すことができない」という表現は、民法一六条の「追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生じる。但し、第三者の権利を害することができない。」など、一三ヶ条で見られる。

さらに、民法四九条二項は、「外国法人が始めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、他人は、その法人の成立を否認することができない。」として、「成立を否認できる」という用語を用いている。第三者が「否認することができる」という用語が、第三者に「対抗できない」と同じ意味で利用されていることは、すでに、立法者が明確にしており、後に詳しく述べる物権変動の「対抗問題」における否認権説は、条文上も根拠を持つことが明らか

民法が対抗問題であることを示す文言としては、その外にも、第三者による法律行為の「取消」という表現を取る場合がある。民法四二四条一項は、「債権者は、債務者がその債権者を害することを知つてした法律行為の取消を裁判所に請求することができる。」と規定するとともに、民法四二五条で、詐害行為の「取消は、総債権者の利益のためにその効力を生じる。」と規定している。これは、債権者を詐害する法律行為が第三者（債権者）に対抗できないということを、総債権者との関係では、詐害行為の効力が総債権者の利益を害する範囲で、始めて効力を失うという意味で「取消」という用語を用いて表現しているのである。<sup>(5)</sup>

ある法律行為の効力を、保護すべき第三者の権利が害される範囲でのみ否認（制限）するという、広義の対抗問題であることに変わりはないので、これらの条文をすべて分析の対象とすることにする。

なお、民法が「対抗」という用語を用いる場合は、「対抗することができない」「第三者の権利を害することができない」という権利の制限的意味ばかりでなく、例えば、民法三九五条のように、短期賃貸借は「抵当権の登記後に登記したものであっても、これを抵当

権者に対抗することができる」というように、当事者間の契約の効力を第三者に対しても拡張するという場合にも用いられている。また、五八一条の賃戻や、賃貸借の対抗要件の場合のように単に「第三者に対してもその効力を生じる」という表現を取る場合もある。いずれにせよ、「この問題は、対抗力 (l'opposabilité) の問題として、「対抗する」とができるない」という問題 (l'inoppossabilité) とは異なる視点からの考察が必要である。そこで、本稿では、ひとまず、「対抗することができない」

い」という、対抗不能の問題に限定して論じることにし、「対抗する」ことができる」という問題については、別稿で論じることにする。

(22) 吉野一「法規範文」吉野一編著『法の論理分析と実験的システム作成による法適用への電算機応用の可能性の検討——民法における売買契約の成立と効力の領域に限定して——」[昭和五九年]一四、一五頁。

(23) 星野英一「物權變動論」[昭和五九年]付記。

問題と『公信』問題』法學教室三八号（昭和五年）三八頁は、否認権説などは、「それらはどうもあまり民法の規定に即していないように思われる」とされる。しかし、「否認することができる」という用語は、わが民法四九条において、「外國人が……登記するまでは、他人は、

その法人の成立を否認することができる。」として、明文で規定されている。この「否認する」という用語は、第五回民法整理会において、梅謙次郎によって提出された修正案の中では始めて出てきたものであり、民法四十五条、民法四六条にいう対抗することができないということと「精神ニ於テハ同シコトアリマス」と説明されて了解されている（法典調査会「民法整理会議事速記録」二巻七二頁参照）。民法四十五条との対比においても、また、民法四九条の立法趣旨から考えても、民法四九条に規定された「他人はその法人の成立を否認することができない」という規定は、民法四九条の立

（4） 住吉アモ又当監は、フランクの別姓である「アモ」を「アモー」と讀む。アモーは「アモー」の意味か、「その法人の成立を他人に妨抗することができない」と同じであることは疑いがない。

(2) *民事訴訟法上に於ける争点の性質* は、ハーベンスでは、詐害行為を受けたものであるが、*取消権*の法的性質は、対抗不能訴権 (action en inopposabilité) であると言ふべきである。

(Bastian, *Essai d'une théorie générale de l'irr<sup>opposabilité</sup>*, thèse Paris, 1929, p. 152-153, 163-164.)

169 et s., Weill et Terré, *Droit civil. Les obliga-*

(52) 「対抗できる（対抗する、）」を妨げない」



の移転(引渡し)を欠くことによって、第三

者によって物権的効果が否認されうる。また、動産質権の場合は、占有の継続を喪失することによって、第三者によってその優先的効力を否認されうる。

第六は、記名社債質の帳簿記入の欠如に関する三六五条「記名社債質の対抗要件」である。会社の社債原簿に質権設定の記入をしなかつた場合は、質権設定による優先弁済権が第三者によつて否認されうる。

第七は、指図債権の裏書、証書への記載の欠如に関する三六六条「指図債質の対抗要件」、四六九条「指図債権譲渡の対抗要件」、四七二条「指図債権譲受人の保護」の三ヶ条である。指図債権の場合は、債権譲渡の裏書、質権設定の裏書がない場合は、それらの効力が第三者によつて否認されうるし、債務者が債権者に持つていていた抗弁も、証書に記載されうる。指図債権の譲受人によつて否認されうるのである。

(b) 通知または承諾等の欠如に関するもの

対抗不能の原因を有効な通知または承諾、もしくは、参加による意見陳述の機会の付与の欠如に求めるものとしては、第一に、有効な通知の欠如に関する九八条「意思表示の受領能力」がある。受領無能力者に対する意思表示は、法定代理人がこれを了知するまでは、意思表示の到達の効力が否認されうる。第二は、相手方に対する意思表示の欠如に関する一三三条項「無権代理行為の追認・拒絶」である。相手方でなく、無権代理人に対して追認、追認拒絶の意思表示をしても、相手方によつて、その効力が否認されうる。

第三は、債務者への通知または債務者の承諾の欠如に関する三六四条項「指名債権質の対抗要件」、三七六条「抵当権処分の対抗要件」、四六七条項「指名債権譲渡の債務者に対する対抗要件」、四九九条「任意代位」

の四ヶ条である。指名債権の質入れ、抵当権の処分、指名債権の譲渡、任意代位について、債務者(第三債務者)への通知または債務者(第三債務者)の承諾がない場合には、債務者(第三債務者)によって債権移転の効力が否認されうる。

第四は、通知の欠如に関する四四三条二項「連帶債務者の求償の要件としての通知」、五八四条「共有持分の買戻特約付売買」、六八〇条「組合員の除名」の三ヶ条である。連帶債務者の一人が債権者に出捐をして共同の免責を受けたことを他の債務者へ通知をするのを怠つてゐるうちに、他の債務者が善意で債権者に弁済をしたときは、先の出捐の効果が、善意で弁済した債務者の権利を害する範囲でその債務者によつて否認されうるし、共売をした場合には、買戻権者によつてその効力が買戻権者の権利を害する範囲で否認される。また、組合員の除名に際してその組合員への通知を怠ると、通知がなされるまでは、除名の効力がその組合員によつて否認されうる。

第五に、参加による意見陳述の機会の付与の欠如に関する二六〇条二項「共有物分割への参加」がある。共有物分割につき参加の請求があつたにもかかわらず、その者の参加を待たずに共有物を分割したときは、その者によつて、分割の効力が否認されうる。

(c) 確定日附の欠如に関するもの

対抗不能の原因を確定日附の欠如に求めるものとしては、四六七条二項「指名債権譲渡の債務者以外の第三者に対する対抗要件」、五一五条「債権者の交替による更改の対抗要件」の二ヶ条がある。債権が二重に譲渡されたり、二重に債権者の交代による更改契約がなされたりした場合に、確定日付による通知または承諾がない場合は、債権譲渡または更

改につき、確定日付による通知、または、確定日付による承認を得た者等によつて、債権の移転または債権者の交代による更改の効力が否認されうる。

(d) 本来の性質・権限の制限に関するもの

対抗不能の原因を本来あるべき性質を当事者が制限し、または、本来あるべき権限を制限することに求めるものとしては、第一に代表権・代理権などの権限の制限・消滅に関する四四条「理事の代表権の制限」、一二二条〇条「組合員の除名」の三ヶ条である。連帶債務者の一人が債権者に出捐をして共同の免責を受けたことを他の債務者へ通知をするのを怠つてゐるうちに、他の債務者が善意で債権者に弁済をしたときは、先の出捐の効果が、善意で弁済した債務者の権利を害する範囲でその債務者によつて否認されうるし、共売をした場合には、買戻権者によつてその効力が買戻権者の権利を害する範囲で否認される。また、組合員の除名に際してその組合員への通知を怠ると、通知がなされるまでは、除名の効力がその組合員によつて否認されうる。

第六は、本来あるべき権利の性質を当事者間で制限したことに関する四六六条二項「債権の譲渡性の制限」、五〇五条二項「相殺性の制限」の二ヶ条である。これらの場合、権利の性質に関する当事者間の合意の効力が善意の第三者によつて否認されうる。

(e) 通謀による虚偽の外観作出に関するもの

対抗不能の原因を通謀による虚偽の外観作出に求めるものとしては、第一に、権利の過及的形成の制限に関する一一六条「無権代理行為の追認」、一二二条「追認の効果」、四一条「選択権の週及効」、七八四条「認知の週及効」、九〇九条「遺産分割の週及効」の五ヶ条がある。ここにいわゆる既得権とは、追認、選択権、認知、遺産分割などの形成権の行使が行われる以前に当事者の一方から権利を得た者だけでなく、それらの権利行使後であつても、外観を含めた権利形成が完全に実現されていない間に、外観を信頼して当事者の一方から財産を取得した者の利益を広く含めて考えている。これらの形成権によつて生じる効力のうち、右の既得権者の権利を害する過及的効力のみが、右のいわゆる既得権者

(f) 詐害行為に関するもの

対抗不能の原因を詐害行為に求めるものとしては、四二四条一項「詐害行為取消権」、六一三条一項「転借人の借賃の前払」の二ヶ条がある。債務者が責任財産の不足を知りつて、責任財産を減少させた場合には、債権者の詐害行為の取消の訴えによつて、総債権者の

によって否認されうる。なお、遺産分割については、後に詳しく論じる。

第二に、権利の遡及的消滅の制限に関する九六条三項「詐欺による取消」、五一〇条「差押え禁止債権による相殺」、五一一条「差押え債権による相殺」、七五四条「夫婦間の契約取消権」の四ヶ条がある。この場合も、これらの形成権によって生じる効力のうち、いわゆる既得権者の権利を害する遡及的効力のみが、その既得権者によって否認されうる。なお、詐欺による取消については、後に詳しく論じる。

第三に、権利の放棄・期限の猶予の効力の制限に関する一三六条二項「期限の利益の放棄」、三九八条「抵当権の目的である用役権の放棄の対抗要件」、四六〇条二号「保証契約後の期限の猶予の対抗力」の三ヶ条がある。この場合は、放棄の遡及効または期限の猶予の効力がいわゆる既得権者によって否認される。この場合は、放棄の権利を害する遡及的効力を害する。この問題については、後に詳しく論じる。

#### 四 対抗不能の意味の確定

##### 1 本稿の基本的視点

わが国の民法典で使われている「対抗することができない」という用語がフランス法に由来するものであることは、立法資料を見て

も明らかであり<sup>(8)</sup>、その点については異論を見ない。

フランス民法典において、「対抗することができない」という用語法は、一二九五条〇〇五条《ne peut plus opposer au cessionnaire》、一二〇〇五条《ne peut être opposée aux tiers》等、様々な箇所で使われている。しかし、それらを対抗不能(*l'inopposabilité*)といつての概念として掘り下げた研究がなされたようになるのは、今世紀になってからのことであるといわれている。<sup>(9)</sup>

フランスにおいても、「対抗不能(*l'inopposabilité*)」という概念が確立するまでは、相対無効(*nullité relative*)の古い理論が「対抗不能」の代わりに用いられていたのである。

しかし、この二つの概念の適用領域は異なり、二つの概念が決定的に違うものであることを始めて明らかにして、フランスの学界に衝撃を与えたのは、無効に関する優れた研究を行ったJapiotであったといわれている。Japiotは一九〇九年に、その博士論文である『法律行為における無効』において、「相対無効」は常に法律行為の当事者のいずれか一方のみが援用しうるのに反して、「対抗不能」は、第三者のみに開かれた権利であるということを明らかにしたのである。<sup>(10)</sup>

そして、この問題提起を受けて、「対抗不能」の一般理論が確立されるのは、Bastianの一九二九年の博士論文『対抗不能の一般理論』においてである。この書物は、『対抗不能』を理解するための不可欠の基準書(*révisionnaire*)とされており、フランスの現在の代表的な教科書においても、対抗不能の説明がなされる場合に、必ずといってよいほど典拠として引用されている。

さて、Bastianの「対抗不能の一般理論」によると、「対抗不能」とは、当事者と第三者との関係において、次のような効果をもたらす制度であると考えられている。

第一に、対抗不能を主張された第三者に対する効果としては、当該法律行為の効果は、保護されるべき第三者に損害を与える可能性のない、その点を除けば、Bastianの対抗不能の第三者的利益の限度)で剝奪(priver)される。

しかし、対抗不能の効果は第三者に利益を与えるためのものであるから、保護されねばならない。つまり、対抗不能は、棄することもできる。つまり、対抗不能は、保護されるべき第三者に与えられる抗弁(exemption)である。

第二に、対抗不能が主張された法律行為の当事者間の効力については、原則として、対抗不能は当事者間の法律行為の効果に影響を及ぼさない。しかし、登記の欠缺を主張する第三者によって所有権が奪われた場合には、当事者間においても、その反射的効力によって、当事者間の法律行為は履行が不能となり、損害賠償の問題だけでなく、解除の問題にまで、発展しうる。

筆者は、わが国の民法において規定されている「対抗することができない」という文言の意味を、フランスで広く承認されている対抗不能の一般理論の要旨である。

筆者は、わが国の民法における規定された「対抗することができない」という文言の意味を、フランスで理解されているのと同じように理解し、対抗不能の問題を統一的に取り扱うことが、非常に混乱しているわが国との対抗不能の問題を、より広い観点から見直してみるために有益であると考える。

そこで、本稿では、対抗不能を論ずるにあたって、Bastianの「対抗不能の一般理論」をその出発点に据えることにする。もととある。そこで、本稿では、対抗不能の性質を持つものと考えている。しかし、後に不動産の二重譲渡の問題の箇所で述べるように、対抗要件の援用権を抗弁権と解するのは妥当でなく、形成権と解すべきであることが、浜上

則雄教授によつて正当に指摘されている。したがつて、Bastianの対抗不能の一般理論は、その点についてのみ修正が必要であるが、その点を除けば、Bastianの対抗不能の第三者的利益の限度)で剝奪(priver)される。一般理論をわが国の民法の解釈にもそのまま導入することが可能であると考える。

Bastianによつて、次のように理解することによって、「対抗することができない」という意味を、第三者に対する効果をもつて、第三者に対抗することができない」という意味は、「当事者間で生じる、ある法律効果が、保護されるべき第三者の権利を害する範囲で、その第三者に、その法律効果の効力を否認することができる」という権限(否認権)を与えたものである」と解するのである。

もっとも、その対抗不能の一般理論を個別の問題に適用するに際しては、フランス民法とわが国の民法との間にかなりの差があるので認めなければならない。例えば、フランス民法は詐欺(dol)を無効(nullité)と規定しており(フランス民法一一六条)、フランスにおいては、公序に関する絶対無効(nullité absolue)詐欺等に関する相対無効(nullité relative)を問わず、無効の訴えが認められて無効の判決が下されると、無効の効力が遡及的に行方(contre-lattle)の効力が第三者に第三者に對してもその効力を生じ、対抗不能の問題を生じないとされていること、通謀虚偽表示についても、フランス民法が、虚偽表示についても、フランス民法が、密匿行為(contre-lattle)の効力が第三者に効力を生じない(フランス民法一三二一条)と規定しているため、一般には密匿行為の対抗不能の問題が論じられており、虚偽表示(acte ap-parent)の無効の対抗不能を問題にすべきかどうかについては、相対無効の第三者効との関係で、微妙な問題が生じていること、契約解除に関しても、フランス民法は、不動産の

売買に関して、売主に売買代金につき第三者に對抗しうる先取特権を与えるとともに、買主から不動産を取得し公示を得た第三者に対して、一定の要件の下で売主の解除訴権の行使を制限するという方法で第三者を保護している（フランス民法二二〇八条）ことなどである。

しかし、フランスで一般に承認されている対抗不能の理論は、個々の問題を検討した上で、帰納的に形成された理論であり、この考え方によつて、わが国の民法が「対抗することができない」とか、「第三者の権利を害することができない」としてゐるそれぞれの問題について、具体的妥当性とともに、統一的な解釈を実現することが可能となるのではないとかいうのが本稿の基本的な視点である。そのことを論証するために、以下において、わが国の学説・判例で特に争われてゐる若干の対抗不能の問題に限定して、筆者なりの解釈を展開することにする。

- n° 164, Paniol et Ripert, *Traité Pratique de droit civil français*, 2<sup>e</sup> éd. t. 6, *Obligations* n° 280, Weil et Terré, *Droit civil, Introduction générale*, 4<sup>e</sup> éd. 1979, n° 335.

(34) Bastian, *op. cit.*, p. 67, 335-336.

(35) Bastian, *ibid.*, p. 57, 356-337.

(36) Bastian, *ibid.*, p. 64, 331.

(37) Bastian, *ibid.*, p. 337 et s.

(38) Weil et Terré, *op. cit.*, n° 332.

(39) Weil et Terré, *Droit civil, Les obligations*, 2<sup>e</sup> éd. 1975 n°s 575 et s.

(40) Bastian, *op. cit.*, p. 282-283.

A 2  
通謀虚偽表示の無効と第三者による法律行為の無効・取消と  
第三者によるその効力の一部否認

例えば、債権者の差押を免れるために、債務者Aが、Bとの間で通謀虚偽表示によって土地の売買契約を締結した場合には、当事者の真意は、売買契約を締結し、所有権をAからBに移したように見せかけるが、当事者の間では、Aが必要なときはいつでもその外觀を覆してその土地を返還するという合意が成立しているのである。したがって、当事者間では、合意の効力が優先されて売買契約の効力は生じないことになる。

第二に、無効な通謀虚偽表示の外觀を信じて善意の第三者が取引に登場した場合には、善意の第三者の権利が優先されることになり、当事者の合意の効力（通謀虚偽表示の無効）はその限りでその効力を制限されることになる。つまり、通謀虚偽表示がなされた場合は、当事者の内心の効果意思と外觀どおり、当事者の合意の効力（通謀虚偽表示の無効）はその限りでその効力を制限されることになる。つまり、通謀虚偽表示がなされた場合は、当事者の内心の効果意思と外觀どおり、当事者の内心の効果意思が優先されるのであるが、善意の第三者Cとの関係では、外觀が

間の前記債務の不履行を理由として、AからBに対して損害賠償を請求できることはいうまでもない。つまり、通謀虚偽表示が当事者間でも完全に有効になってしまふわけではなく、A・B間の合意は、善意の第三者Cが主張する権利と矛盾する効果だけが否定されるに過ぎないのである。

このことを一般的に述べるならば、善意の第三者に対抗できない無効とは、善意の第三者との関係では、善意の第三者の利益を害せざるにはおかないと「無効の遡及効」が剥奪され、始めから無効であることを主張できない(「遡及しない取消」と同じ効果しか主張できなくなる)ということに帰着するのである。ただし、当事者間では、無効に基づく原状回復請求権を主張しうることはいうまでもない。

以上のような考察に基づく場合、先に、「問題の所在」で挙げた例、すなわち、「Aが虚偽表示によってA所有の不動産をBに譲渡し、Bがさらに善意の第三者Cに譲渡した場

う。民法九四条一項は、相手方と通じてした  
通謀虚偽表示は無効であると規定し、その二  
項で「前項の意思表示の無効はこれを善意の  
第三者に対抗できない」と規定している。

この場合、無効が対抗できないとは、どう  
いう意味であろうか。この意味を明らかにす  
るためには、まず、通謀虚偽表示が無効であ  
るということの意味を明らかにし、次に、そ  
の無効の効力が善意の第三者との関係でどの  
ようく制限されるのかを明らかにしなければ  
ならない。

- (26) 法典調査会「民法総会議事速記録」三巻  
 一一二二頁、「三四一頁（現行民法四五条、四九条  
 関係）」五巻七五頁（現行民法四四条関係）参  
 照。

(27) Besson, concl. sous Ch. réun. 21 mai  
 1952, D. 1952, 543.

(28) Besson, *ibid.*, p. 543.

(29) Japiot, *Des nullités en matière d'actes ju-  
 ridiques, Essai d'une théorie nouvelle*, thèse,  
 Dijon, 1959.

(30) Besson, *op. cit.*, p. 543. Ponsard et Blon-  
 del, *Répertoire de droit civil*, IV, 1973, V°.  
 Nullité, n° 44.

(31) Bastien, *Essai d'une théorie générale de  
 l'inopposabilité*, thèse Paris, 1929.

(32) Besson, *op. cit.*, p. 543.

(33) V. Colin et Capitant, *Traité de Droit  
 civil*, 1957, t. I, n° 176, Marty et Raynaud,  
*Traité de Droit civil, Les obligations*, 2<sup>e</sup> éd.

項目で「前項の意思表示  
 第三者に対抗できない  
 )の場合、無効が対  
 いう意味であろうか。  
 るためには、まず、通  
 るというとの意味を  
 の無効の効力が善意の  
 ように制限されるのか  
 ならない。

第一に、通謀虚偽表  
 外の善意の第三者に対  
 (外観) によって、即ち  
 の法律効果を発生させ  
 ことである。そのような  
 当事者の合意を尊重し  
 示の効力を生じさせな  
 表示が無効であるとし

は、Bはいつでもその外觀を修正し、始めに遡ってAに真正な権利を實現させるという合意)は、善意の第三者Cを害することになる「始めに遡って」という効力を除いて有効である(反対からいえば、通謀虚偽表示は、遡及的効力が剥奪されることを除いて、依然として無効である)ということである。したがつて、当事者AB

り、この問題に対して、民法一七六条、一七七条の適用可能性の道が開かれることになるのである。

に基づいてBに登記の返還を請求し、登記がBからAに返された場合にも、登記のない善

奇異に感じられるかもしれないが、無効によつて生じる効力から第三者を保護する方法として、無効の効果の発及生と別離するべく別個

がその不動産を善意の第三者Cに売却した場合を例にとってみよう。

がその不動産を善意の第三者Cに売却した場合を例にとってみよう。

そこで、次に、民法一七六条、一七七条が問題となる。後に詳しく論じるように、不動産物權の対抗問題に関しては、否認權説が正当であり、第一買主に相当するAも、第二買主に相当するCも、いずれも登記を得ていないと、Aが勝ち（民法一七六条）、A、Cのうち、いずれか一方が先に登記を得たときは、先に登記を得た者が勝つと考えるべきである（民法一七七条）。そのような考え方によると、本問の場合、登記がBにある場合、すなわち、A、Cともに登記

BからAに返された場合にも、登記のない善意の第三者Cが登記の返還を受けたAに優先することになってしまい、妥当ではない。しかし、少數説のように、その点の不合理性を強調して、善意の第三者Cが権利を主張するためには登記を備えなければならないとしてしまうと、今度は、登記がBからAに返還されず、Bに登記が残っている場合にも、善意の第三者Cは登記がないためAに対抗できないことになり、その結果は、「善意の第三者Cに対抗できない」はずのAが善意の第三者Cに勝つという、民法の明文の規定に明らかに反することを認めることになってしまいます。

奇異に感じられるかもしれないが、無効によつて生じる効力から第三者を保護する方法として、無効の効果の遡及性を剥奪するという制度は商法において明文で規定されている。例えば、商法第一〇条（四一六条一項）「合併無効判決の效力の不遡及」、一三八条（四二八条三項）「設立無効判決の解散に準じる効果」、二八〇条の一七「新株発行無効判決の効力の不遡及」の各条項において、無効の効果の不遡及という制度が実現されている。もとより、これらは商法上の無効の制度と民法の無効の制度とのような観点から総合的に考察しうるのかどうかについては、困難な問題が残されている。通謀虚偽表示の場合には、善意の第三者の主張により、商法の規定に類似した「遡及しない

合を例にとつてみよう。

対抗不能の一般理論によれば、この事例の場合、詐欺によって意思表示をしたAは、その意思表示を取り消すことができる。しかし、A B間の取消は善意の第三者Cの権利を害することができない。つまり、善意の第三者Cは、B C間の契約の当時、Bには正当な権利があり、善意の第三者Cの権利はAの取消によって効力を失わないと主張することができる。この場合、善意の第三者Cの主張と矛盾し、善意の第三者Cの権利を害するのには、取消の遡及効であることは疑いがない。したがって、善意の第三者CがBから取得したがその不動産を善意の第三者Cに売却した場合、詐欺によって意思表示をしたAは、その意思表示を取り消すことができる。しかし、A B間の取消は善意の第三者Cの権利を害することができない。つまり、善意の第三者Cは、B C間の契約の当時、Bには正当な権利があり、善意の第三者Cの権利はAの取消によって効力を失わないと主張することができる。この場合、善意の第三者Cの主張と矛盾し、善意の第三者Cの権利を害するのには、取消の遡及効であることは疑いがない。

を得ていなければ、善意の第三者Cは常にAに勝つことになる。なぜなら、AがBとの間の合意によって、物権の遡及的返還を求めるのは、Bと善意の第三者Cとの間の取引の後であり、AB間の合意による物権の取戻の遡及効が否定される結果、Aは常に二重譲渡度における第二買主の立場に立つからである。また、A、Cのうち、いずれか一方が移転登記を先に得れば、その者が勝つことは対抗問題の性質上当然の帰結である。

このように、民法九四条二項における対抗不能の問題は、対抗問題でないとする多数説によつても、また、対抗問題であるとする少數説によつても、妥当な結論を引き出すことはできず、理論的にも行き詰まっていることが明らかである。

B 詐欺による取消と第三者による  
効力の一部の問題

(43) Bastian, *op. cit.* p.67.

(44) (注42) 参照。

(45) 大判大正九・七・一二民録二六輯一・五  
一頁、最判昭和四・五・二七民集二三卷六号  
九九八頁。

(46) 学説の状況に関しては、一「問題の所在  
(注2) 参照。

## 日 許期による取消と第三者による取消

努力の一語

であることを否認しえないため、不動産物権変動の対抗問題は生じないことになる。したがって、登記の有無にかかわらず、Aが勝つことになる。以上が、本問につき、対抗不能の一 般理論から導かれる結論とその理由である。

Bから登記を復帰させることができた場合に、Aが勝つという、今までの学説によつては、決して導きえなかつた最も妥当な結論を、民法九四条二項、民法一七六条、および、民法一七七条の適用により、不動産物権変動の対抗要件の枠内で理論的に導き出すことができるのである。

に、詐欺または強迫による意思表示のようないい意思表示に瑕疵がある場合に、表意者や代理人などに与えられた形成権である。取扱者が取消の意思表示を行うと、その意思表示を構成要素とする法律行為は、始めに溯及して無効となり消されることになる（民法一二条）。したがって、取消の効果は、無効となり

Bから登記を復帰させることができた場合にAが勝つという、今までの学説によつては決して導きえなかつた最も妥当な結論を、民法九四条二項、民法一七六条、および、民法一七七条の適用により、不動産物権変動の対抗要件の枠内で理論的に導き出すことができるのである。

（注）

(41) 四宮和夫『民法總則(第四版)』(弘文堂)

[留長 | 井] | K. I. V. Bastian, *Essai d'une théorie générale de l'inopposabilité*

thèse Paris, 1929, p. 204.

その具体的な解決については、次の3Aにおいて、物権変動に関する対抗問題の理論的解説を終えた段階で、詳しく論じることにする。そこで、(一)では、この問題の結論を要約して述べるに止める。

まず、Aに登記がある場合には、善意の第三者CとBとの間の売買契約がAの取消の前であるか後であるかを問わず、登記を有するAが登記のない善意の第三者Cに勝つ。これは、物権変動の対抗問題の当然の帰結である(民法一七七条)。

次に、Bに登記があるとき(AもCも登記を得ていないとき)は、善意の第三者CとBとの間の売買契約がAの取消の前であるか後であるかで結論が異なる。BC間の売買契約がAの取消前であれば、二重譲渡における第一買主に相当する立場にあるのはCであるからCが勝つ。これに反して、BC間の売買契約がAの取消後であれば、二重譲渡における第一買主に相当する立場にあるのはAであるから、Aが勝つことになる。なぜなら、後に述べるように、不動産物権変動の場合、第一買主、第二買主ともに登記を得ていないときは、第一買主に相当する者が勝つという考え方が正当だからである(民法一七六条)。

最後に、Cに登記が移転しているときは、善意の第三者CとBとの間の売買契約がAの取消の前であるか後であるかを問わず、登記を有するCが登記のないAに勝つことになるのである(民法一七七条)。

この結果は、従来のどの学説によつても導くことができなかつた結論であり、しかも、当事者と善意の第三者との利益衡量からしても妥当なものであることは、通謀虚偽表示の場合と同様である。

(注)

(47) 後述、四「対抗不能の問題の総合的解決」参照。

(48) 本稿では、詐欺による取消だけを論じた

が、詐欺以外の取消の問題についても言及しており、民法は、詐欺による取消に関してのみ、善意の第三者に「対抗することができない」という規定を設けており、無能力者による取消や強迫による取消の場合には、第三者の保護規定を用意していない。すなわち、後の場合には、民法総則に関する通謀虚偽表示の対抗不能、無能力代理の対抗不能(表見代理)など、取消の制度とは別の第三者保護制度の要件に合致する場合以外、第三者は、後に述べる不動産物権変動に関する対抗問題によっては保護されないことになる(大判昭和四・二・二〇民集八巻五九頁)。ただし、取消後に転売を受け、登記を取得した第三者は保護されるとする見解もある。鈴木律弥「民法総則講義」(創文社)「昭和五九年」一二八、一二九頁参照)。無能力者や、強迫によって意思表示をした者は第三者の犠牲においても保護しようとする立法者の意思を尊重する限り、やむをえない結果であろう。

3 有効な法律行為と第三者によるその效力の一  
部否認

A 不動産物権変動と第三者による物権的効力の否認

民法は、一七六条において、当事者間の意思表示のみによって物権変動の効力が生じるとしながら、一七七条によつて、それらの物権変動は登記をしなければ第三者に対抗できないと規定している。したがつて、売主が二重譲渡を行つた場合、第一買主の所有権移転の効力が認められると同時に、無権利者となつてゐるはずの売主から第二の譲渡を受けて登記を先に得た第二買主が完全な所有権を取得することが一般に認められている。

しかし、一物一権主義と物権変動における意思主義を認めながら、不動産の二重譲渡を矛盾なく理論的に説明することは容易ではない。最大の問題点は、すでに第一買主に所有権が移転しているにもかかわらず、なぜ、第二買主は、すでに無権利者となつてゐるはず

の売主から所有権を取得することができるのかということであり、この点については、これまで十分な理論的な説明がなされていないようと思われる。

その点をどのように解するかについて学説は多岐に分かれるが、第一売買によって、売主の所有権は、第一買主に完全に移転するかどうかによって二分することができよう。第一売買によって売主の所有権は完全に第一買主に移転する説としては、否認権説、反対事実主張説などの第三者主張説、登記法定証拠説、公信力説などがある。これらのは、対抗問題を実体法の問題と考えるか、訴訟法の問題と考えるかで、実体法の問題であると考へる否認権説、第三者主張説、公信力説、法定取得説と考へるか、訴訟法の問題と考へるかで、実体法の問題であると考へる否認権説、第三者主張説、公信力説、法定取得説とに二分される。実体法説は、さらに、第二買主の権利取得の根拠を承継取得と考へるか原始取得と考へるかで、承継取得と考へる否認権説、反対事実主張説、法定取得説と考へる公信力説とに二分される。ここでは、民法一七六条の明文の規定通り、第一売買によつて所有権は完全に第一買主に移転すると考へ、対抗要件を実体法上の制度と考へ、かつ、民法一七七条により、登記を先に得た第二買主は、売主から所有権を承継取得しうるとするといふ条文にもつとも忠実な前提から出発するところとする。

この前提条件を満足するものとしては、まず、否認権説に対する他の一つの批判は、「第一譲渡を完全に有効とする以上、第二譲渡の根拠を説明しえない」というものである。否認権説は、対抗不能の一般論として、フランスで広く承認されている Bastian の見解にもつとも近い。しかし、Bastian によつて確立されたフランスの対抗不能の一般理論は、もともと、フランスの理論が債権行為と物権行為とを峻別しないために、二重譲渡の場合の物権変動のメカニズムを十分に解明していないことは否めず、このことが、わが国で、否認権説が広く認められなかつた原因ではないかと思われる。

これらの批判に答えるべく、フランスの対抗要件の一般理論である Bastian の見解を踏まえた上で、ドイツ法における物権行為についての理論を考慮して、不動産の二重譲渡における対抗問題に関して独自の理論を主張するものとして、浜上則雄教授の形成権とし

人(丙)がすでに物権変動があることを知らずに譲り受けたときは、その否認権を主張しないはずであるから、譲渡人(甲)は、無権利者に(他)ならず、したがつて、丙は、既に譲り受けたときは、その否認権を主張しない」と批判されている。しかし、この批判に対して、否認権説は、「否認権の行使といつても、明示たことを要するものではなく、また相手方ある意思表示たことを要するものでもないのであるから、積極的にこの権利放棄——即ち承認——の意思表示がなされない限り、第三者が不動産について当該物権変動と抵触するようない利益取得行為をした場合には、これによってその利益取得行為と抵触するすべての他の物権変動を否認する意思が表示されてゐるものとみるべき、必ずしも、特定の物権変動が既になされていてそれを第三者が知つてこれを否認したことと要するものではない」と反論している。

否認権説に対する他の一つの批判は、「第一譲渡を完全に有効とする以上、第二譲渡の根拠を説明しえない」というものである。否認権説は、対抗不能の一般論として、フランスで広く承認されている Bastian の見解にもつとも近い。しかし、Bastian によつて確立されたフランスの対抗不能の一般理論は、もともと、フランスの理論が債権行為と物権行為とを峻別しないために、二重譲渡の場合の物権変動のメカニズムを十分に解明していないことは否めず、このことが、わが国で、否認権説が広く認められなかつた原因ではないかと思われる。

これらの批判に答えるべく、フランスの対抗要件の一般理論である Bastian の見解を踏まえた上で、ドイツ法における物権行為についての理論を考慮して、不動産の二重譲渡における対抗問題に関して独自の理論を主張するものとして、浜上則雄教授の形成権とし

ての否認権説がある。<sup>(8)</sup>

この説においては、否認権説が曖昧にしてきた否認の対象と範囲が明確に確定されており、しかも、第二譲渡における売主の物権的処分権限がどのようにして生じるかについても論理的に説明されている。浜上教授の形成権としての否認権説によると、二重譲渡における対抗問題は次のように説明される。

まず、第一買主Aと売主Bとの間の債権契約としての売買契約と、その売買契約の履行としての物権契約とによって、所有権は、登記がなくてもBからAへと完全に移転する。

(わが国では、物権契約に要式性を要求していないため、債権契約と物権契約が同時になされることも可能である。そのため、債権契約と物権契約とを区別することは困難であるが、両者は、それぞれ性質の異なるものとして区別されなければならない。)それにもかかわらず、Bが第二買主Cに対しても、不動産について債権的な売買契約をすることは完全に有効である。ただし、その履行としての物権契約は、Bがすでに所持を失っているため、有効要件を欠いたもので完全には有効とならず(Unwirksamkeit)。未だ所有権はCには移転しない。Bは、自己の名において他人の権利行使する」とのである。

しかし、Cが不動産譲渡の登記をすることによって、対抗要件を援用し、AB間の物権契約を始めに遡って否認すれば(債権契約は否認されない)、Bに所有権が一旦復帰し、しかも、BC間ではすでに物権契約がなされてるので、所有権はそのままCに移転することになる。なぜなら、非権利者Bのした処分は、处分をした者が目的を取得したときは有効となるからである(ドイツ民法一八五条二項参照)。すなわち、有効性を失っていた非権利者であるBの処分行為は、Cの対抗要件の援用により追完されることになるのである。

わが国の民法は「非権利者の処分の追認・追完」に関する明文の規定を持たないが、ドイツ民法一八五条二項は「非権利者のした処分は、権利者が追認したとき、または、処分をした者が目的を取得したとき……は有効とする」という明文の規定を持っている。わが国においても、理由付けは異なるが学説(学説の状況については、奥田昌道『注釈民法(四)』[昭和四二年]二二二頁以下参照)、ならびに、判例(最判昭和三七・八・一〇民集一六卷八号一七〇〇頁参照)。この判例は、無権代理行為の追認に関する民法一一六条を類推適用している)によつて、このことが認められている。

対抗要件を具備することによって生ずる実体法上の権利である否認権は、その行使によって、第一売買の物権的効力を覆滅し、第二買主に所有権をもたらす効果を持つものであり、その性質は実体法上の形成権と解することができる。この形成権としての否認権は、対抗要件を備えることによって生じるものであり、登記に基づく法律関係に結び付いていよいわゆる非独立的形成権である。この形成権は、登記を具備していることに結び付いているものであるから、登記と切り離して、形成権としての否認権だけを放棄することはできず、登記を備えている限りいつでも行使することができ、時効にもかからない。

Bastian のように、対抗要件の援用を抗弁権と考えるときは、例えば、BがAに建物所有権の移転と引渡しを行つたが、さらに、Bがその建物をCに転売し、Cが建物の登記をした場合のように、Cが、抗弁としてではなく、積極的に否認権行使して、その結果として取得する所有権に基づいて建物の明渡を請求したいという場合には不都合を生じることになり、妥当ではない。

対抗要件の援用は、意思表示によって、もしくは、意思実現によつてもなしうる。先占権が形成権もしくは形成権に非常に近い権利と

解されていることからも理解できるように、形成権の行使は、必ずしも、意思表示によることを要しないのである。対抗要件として公示が要求されている場合には、意思表示を要した者が目的を取得したとき……は有効とする」という明文の規定を持つている。わが国においても、理由付けは異なるが学説(学説の状況については、奥田昌道『注釈民法(四)』[昭和四二年]二二二頁以下参照)、ならびに、判例(最判昭和三七・八・一〇民集一六卷八号一七〇〇頁参照)。この判例は、無権代理行為の追認に関する民法一一六条を類推適用している)によつて、このことが認められている。

CがBから移転登記をうけたにもかかわらず、対抗要件の援用をしないで、さらに、Dと売買契約をして、Dに登記を移したときに、Cが対抗要件を援用していないために、Dは所有権を取得しないのではないかといふことが考えられる。しかし、Cが対抗要件を援用しないということは、「自己の行為に矛盾する行為」(venire contra factum proprium)として、信義則上許されない。したがつて、そのような場合には、登記の移転によって、意思実現による援用があると解してよいと思われる。たとえ、形成権としての否認権の行使は、意思表示によるべきであって、意思表現によることは認められないと考えたとしても、Cが対抗要件の援用をしないで、Cが不動産をDに転売し、登記をDに移転したときには、Cが有していた形成権としての否認権も、Dに法定移転すると考えられるので、実際上の不都合は何ら生じない。

なお、第一買主Aと、第二買主Cとがいずれも登記を備えていないときは、「一物一権の原則から、第一買主Aのみが所有権者である。また、物権変動における対抗問題が生ずるのは、同一の前主からの特定承継人(対抗要件の援用によって特定承継人となる者を含む。以下同じ)間の問題に限定されず、後続の特定承継人にも拡大される。

以上が、浜上教授の主張する形成権としての否認権説であり、この説においては、否認

権説が曖昧にしてきた問題がすべて理論的に明快に論じられており、この説によって、否認権説に対して從来からなされた批判はできなかつた。第二譲渡の有効性の根拠、第二譲渡における処分権限の根拠、登記を先に得た第二買主が売主から所有権を承継取得しうる根拠のすべてについて統一的に説明するこれが可能となつたのである。

ところが、現在では、否認権説を主張する学説はあまり見られない。その理由は、第一に否認権という言葉が民法の規定に馴染まないといわれていること<sup>(9)</sup>、第二に、否認権説によれば、第二買主が登記を得るまでは、第一買主のみが所有権を取得していることになる。したがつて、その段階で第一買主が第二買主に不動産の引渡し請求訴訟を提起すれば、第一買主が勝つことになるが、通説・判例は未登記譲受人相互間では、互いに対抗力がないために優劣は決定されず、訴えた当事者が敗訴するとしており、この通説・判例の考え方と真っ向から対立するからであると思われる。

第一点については、先に述べたように、「他人は否認できる」という用語は、すでに、民法四九条の立法に際して、立法者自身が、「他人に対抗できない」と同じ意味で使ってゐることを筆者が三一で論証している。また、対抗不能の一般理論としてフランスで広く認められている見解によつても、対抗問題は、当事者間の法律効果を、第三者の権利を害する範囲で、第三者が否認できるという問題であることも明らかにされている。したがつて、現在においては、この問題はすでに克服されているとみてよい。

第二点に関しては、否認権説は、通説・判例の結論から離れた特異な見解とみられてゐるようである。しかし、否認権説の考え方

は、実は、「対抗問題」とは、登記のないものが負ける問題であるという硬直した考え方を打破しうる柔軟な考え方であり<sup>(4)</sup>、後に説明するように、この考え方によつてのみ、詐欺による取消、解除、遺産分割などの問題について、実際は、「対抗問題」であるのに、通説・判例が、民法の文言に反して対抗問題ではないとすることによつて始めて到達しうる結果よりもさらに妥当な結論を、対抗問題の枠内へ導き出すことができるるのである。したがつて、否認権説は、この点からも新しい意味付けが与えられるべきであるというのが筆者の考え方である。

浜上教授の形成権としての否認権説により、第二買主による否認の範囲が第一売買の物權的効力に限定されることが明確になったので、対抗不能の一般理論をそのまま不動産の二重譲渡の問題に適用することが可能となつた。また、民法一七七条における不動産物權変動のメカニズムが解明されたことにより、民法一七七条の「対抗問題」の範囲はいがなるものであるかという問題も明確に確定することができるようになったと思われる。前主Bの特定承継人となる登記を備えた第三者Cが否認できるのは、前主Bとその他方の特定承継人Aとの間で生じている法律關係から生じる法律効果の一部であり、その否認の範囲は、Cの権利を害する（反対からいえば、否認によってCの物權変動を正当化する）物權的効力のみであることも明らかとなつたと思われる。

したがつて、共同相続人の一人Aの持分を他の共同相続人Bが無断で单独名義に登記して、これを第三者Cに譲渡し、その登記も移転したという場合においては、第三者Cの前主Bと他の共同相続人Aとの間に、否認によってCの権利が正当化されるべき有効な法律關係は存在しておらず、したがつて、民法一七七条の対抗問題は生じないことになる。

このようにして、民法一七七条の対抗問題が生じるか否かは、二重譲渡類似の関係（第三者の前主と他の特定承継人との間に否認すべき有効な不動産取得原因が存在し、かつ、前主と第三者との間にも否認権の行使によって自らが不動産の受益者となりうる有効な法律関係が存在すること）が存在するかどうかがその判断基準となるのである。

Essai d'une théorie générale de l'impossibilité,  
thèse, Paris, 1929.を大阪大学大学院の議論テキストに使用されたことが機縁となつてゐる。

(60) 対抗問題の範囲につき、滝沢津代「物権変動における意思主義・対抗要件主義の繼受(五)」法協九四巻四号〔昭和二年〕一一一八頁は、「対抗問題は同一前主の承継人間の争いとしてのみ生じる」とする点で、浜上説と異なる

(61) 星野英一「物権変動論における『対抗』問題と『公信』問題」法学教室三八号〔昭和五

(58) Bastian, *Essai d'une théorie générale de l'impossibilité*, thèse, Paris, 1929, p.25 et s.

(59) 浜上教授の説については、基本的には、筆者が大阪大学法學部の学生時代に講義を聞いて作成したノートによつて記述するが、浜上教授の最近の考え方を直接聞き取つたところによつて補足を行ふ、それを浜上説として引用する。) とする。筆者が、フランスの対抗不能の一般理論として多くを負つてゐるBastianの理論に接することができたのも浜上教授がBastian, thèse, Paris, 1929, を大阪大学大学院の議論テーマに使用されたことが機縁となつてゐる。

(60) 対抗問題の範囲につき、滝沢幸代「物權

(53) 篠原昭次『民法セミナーⅡ 物権法』(敬文堂)「昭和四五年」第二分冊一〇〇頁以下、半田正夫「不動産二重譲渡へのひとつのアプローチ」北大法學論集一六卷四号「昭和三年」三八頁、石田喜久夫「対抗問題から公信力へ」追手門大学経済論集七卷一号『物権変動論』(有斐閣)「昭和五四年」一七五頁以下に所収)などを参照。

不動產物權變動登記(二)」法協三五卷三号  
〔大正六年〕六一頁以下、安達三季生「一七  
条の第三者」判例演習物權法(増補版)(有斐  
閣)「昭和四八年」五一頁 金山正信「物權法  
總論」(有斐閣)「昭和三九年」二五二頁以下。  
〔52〕鈴木祿弥「物權法講義(三訂版)」(創文  
社)「昭和六〇年」一〇二頁、広中俊雄「物權  
法(第二版)」(青林書院新社)「昭和五七年」  
七〇頁。

契約の解除は、契約関係を清算し、契約がなかったことに対する契約の清算の制度である。契約の解除の効果に関しては、以下三つの説が対立してきた。第一は、解除により契

B  
契約解除と第三者による  
効力の一部否認

されないとする。しかし、この見解は、物権変動を当事者の意思にからせるという物権変動における対抗要件の本質的特徴（柔軟性）を損なつており、賛成することができない。また、物権秩序においても、取得時効のように、物権の取得を当事者の授用、放棄に依存させている制度は存在するのであり、いずれにしても、登記を得た以上、授用権の放棄を許さないというのは、行き過ぎであると思われる。

効と認めることができるというのも、否認権説の特徴の一つである。判例もこの結論を認めている。大判明治三九・一〇・一〇民録一二幅二一九頁参照。通説もこの結果を認めている。我妻・有泉（注62）一四九頁参照。ただし、我妻・有泉（注62）一五三頁は、第二賣主が登記を備えた後に、第一売賣を承認することは、債権關係としてまともかく、物権秩序の中では許

(63) 稲本洋之助『昭和八年』(青木書院新社)  
〔昭和八年〕一三二頁は、否認權説に関する  
ではないが、安達説(注51)に対して、「双方  
未登記の場合に第一譲受人を優先させる点で特  
異の結論に達している。」と評している。

(62) 我妻栄・有泉亨『新訂物權法』(岩波書店)「昭和五八年」九五頁、鈴木(注52)一〇二頁、および、大判大正八・五・二六民録三五輯八九二頁、大判昭和九・五・民集一三卷七三四頁、大判昭和十九・一〇・六民集二三卷五九一頁参照。反対に、第一買主も第二買主も登記を得ていないときは、第一買主が優先するとの立場を取るものとしては、中島(注50)六八頁、安達(注51)五一頁、滝沢(注60)一〇二四、一〇二六、一〇五五、一〇六〇頁などがある。

約の効力が当然かつ遡及的に消滅するとして、この結果、当事者は、始めから契約を結ばなかつたことになり、既履行の物の返還を請求でき、未履行の物の履行債務を免れるとする直接効果説（通説・判例）、第二は、解除により当事者は、既履行の物の返還を解除の時点に、解除により当事者は、既履行の物の返還を解除の時点から請求でき、未履行の債務につき履行拒絶つき同時点から履行を免れるとする折衷説である<sup>(85)</sup>。さらに、第四の説として、「巻き戻し理論」がドイツで有力となっている。「巻き戻し理論」によれば、契約解除によって從来の債務関係が遡及的に消滅するのではなく、契約解除により、從来の債務関係が同一性を保つて「巻き戻し関係（清算関係）」に変更するに過ぎないと解されている。したがって、契約解除に関しては、不当利得の規定は適用されず、契約総則、例えば、同時履行の抗弁、危険負担の規定が適用されることになる。

いすれの説によつても、民法五四五条但書が、「第三者の権利を害することができない」と規定しているため、直接効果説によつても、当事者間では、契約は遡及的に消滅するが、第三者にこれを対抗できない、すなわち、遡及効が否認されると解することによって、通謀虚偽表示の無効や、詐欺による取消が第三者に対抗できないとの同様の結論を得ることができる。また、間接効果説、折衷説、および、巻き戻し理論によれば、解除により契約関係は遡及的に消滅するのではないか、解除の時点で当事者が原状回復の債権法上の義務を負担することになるので、第三者の権利を害することができないという規定は、注意規定に過ぎないとことになる。<sup>(86)</sup>つまり、どの説によつても、解除の効果として当事者間で生じる原状回復義務は、第三

者に対抗することができない。したがって、解除の場合にも、詐欺による取消のところで述べた法理がそのまま妥当することになる。例えば、Aが不動産をBに売却し、Bがその不動産を第三者Cに転売した場合に、AがBの債務不履行などを理由にA・B間の売買契約を解除したという例について、対抗不能の一般理論がどのように適用されるのかを考察してみよう。

に反して、BC間の売買契約の締結がAB間に  
の契約解除後であれば、二重譲渡における第  
一買主に相当する立場にあるのはAであるか  
ら、Aが勝つことになる。なぜなら、不動産  
の二重譲渡の場合には、第一買主に相当する  
Aも、第二買主に相当するCも、いずれも登  
記を得ていないときは、先に権利を取得した  
者が勝つと考えるべきであることはすでに述べ  
た通りだからである（民法一七六条）。

契約解除の問題についても、右に述べたように、第三者Cの権利取得の段階に応じて、柔軟な問題の解決を行うことが可能である。そして、そこから導かれる結論は、従来のどの理論によつてもたらされる結論よりも妥当であると考える。

なお、ここでは、売買を例に取つて考察を行つたが、解除の効力の対抗不能は、契約当事者の契約が有効であることを前提として、いわゆる既得権を有する者の権利を害する範囲でその効力を否認されるということが明らかにされたのであり、この理論的帰結は、賃貸借契約が解除された場合の転借人の地位を明確にするためにも有用であろう。<sup>(2)</sup>

(65) 各説の差異については、山下末人『注釈民法(一三)』(有斐閣)「昭和四一年」四一〇

(66) 北村実 「ドイツにおける契約解除効果論  
頁以下参照。

(八七) 立法者は後者の見解によつていたようである。  
〔八七〕 頁以下参照。

ある。法典調査会『民法議事速記録』一五卷一〇八頁以下、民法修正理由書五四四条参照。

(88) Bastian, *Essai d'une théorie générale de l'inopposabilité*, thèse Paris,

(69) 我妻栄・有泉亨『新訂物權法』(岩波書  
1929, p.264.

店)「昭和五八年」一〇三頁は、直接効果説をとつても、間接効果説を取つても結果は同じである。

なることを指摘している。なお、大半昭和四・七・七民集一八巻七四八頁、最判三五・

一・二九民集一四卷一三号二八六九頁参照。

関西大学法学論集二六卷一号〔昭和五年〕

(71) 加賀山茂「民法六一三条の直接訴権『action directe』について(1)」阪大法学101

号「昭和五二年」一一九頁以下参照。なお、二  
2B(1)参照。

## C 遺産分割と第三者による

### 効力の一部否認

遺産分割は、共同相続人間で遺産の具体的持分を確定し、遺産の共有状態を終了させる制度である。通常の共有物の分割においては、分割のときに共有者の持分が相互に移転するが、遺産の分割の場合には、民法九〇九条本文が「遺産の分割は、相続の開始の時にさかのぼってその効力を生じる。」と規定し、分割の効力を相続開始時に遡及させることとした。すなわち、各共同相続人に分割された遺産は、相続開始時に被相続人からそれぞれの相続人に直接帰属したものと考え、分割前の遺産の共有の状態がなかつたかのように処理することにしている。しかし、この遡及効果は、相続分割前において共同相続人と取引を行つた第三者の権利を侵害するおそれがあることはいうまでもない。そこで、昭和二年民法改正に際して、「但し、第三者的権利を害することができない」という但書が新設されたことによる。

この但書の新設により、遺産分割は、第三者に対する関係では、相続人によるいつたん取得した権利につき、分割時に新たな変更を生ずるのと実質上異なることが、判例によつて認められている。

したがつて、この条文は、「遺産の分割は、相続の開始のときに遡つて効力を生じる。但し、これを第三者に对抗することができない。」といふのと同じ意味になる。

例えば、共同相続人の一人Aが、遺産分割の結果ある不動産を取得したところ、他の共同相続人Bがその不動産の共有持分権を遺産分割前、または、遺産分割後に第三者Cに譲渡したという場合を想定して、議論を進める

あるとして、Bの共有持分権をAに移転することを請求できる。しかし、第三者Cは、Cの権利を害する分割の遡及効を否認できる。したがつて、Cは、Bから真正な共有持分権を譲渡していることになり、結局、BからAへの持分権譲渡と、BからCへの持分権譲渡という二重譲渡類似の関係が成り立つことになる。

つまり、この問題は、民法一七六条および七条に従つた解決がなされることになる。不动产物権変動の対抗問題に関する民法一七七条に従つた解決がなされることになる。不动产物権の対抗問題に関しては、否認権説が正当であることはすでに述べた通りであり、第一買主に相当するAも、第二買主に相当するCも、いずれも登記を得ていないときは、先に権利を取得したAが勝ち（民法一七六条）、A、Cのうちいづれか一方が先に登記を得たときは、先に登記を得た者が勝つ（民法一七七条）と考えるべきである。この考えによつて先の例についての結論を示すと、A、Cどちらに登記を得ていない場合は、持分を先に取得した者、すなわち、Cの持分取得が遺産分割前であればCが勝ち、Cの持分取得が遺産分割後であればAが勝つことになる。なぜなら、遺産分割の遡及効が否定される結果、遺産分割前に持分権をBから取得したCは、分割後にBから持分権を取得するAに対して、二重譲渡における第一買主に相当する立場に立つからである。そして、Cが遺産分割後にBから持分権を取得した場合には、Cが第二買主に相当する立場に立つことはいうまでもない。また、A、Cのうち、いづれか一方が移転登記を先に得れば、その者が勝つことは対抗問題の性質上当然の帰結である。

これに対し、通説は、Cが遺産分割前に譲り受けた立場に立つことは、Cが遺産分割後にCが持分権を取得した場合と、Cが遺産分割後にCが持分権を得た場合とを完全に区別し、前者は対抗問題ではなく、民法九〇九条但書の問題である（AはCに対抗できない

い、しかし、不動産に関する場合は、Cは対抗要件を具備する必要がある）とし、後者は民法一七七条の対抗問題であるとしている。そして、結局のところ、すべての場合において、登記の有無がすべてを決するという結論に落ち着いている。

しかし、このような理論については、この説に賛成する四宮教授からも、Cが遺産分割前にBから共有持分権を取得した場合において、「（民法九〇九条）但書によって保護され正當であることはすでに述べた通りであり、第一買主に相当するAも、第二買主に相当するCも、いずれも登記を得ていないときは、先に権利を取得したAが勝ち（民法一七六条）、A、Cのうちいづれか一方が先に登記を得たときは、先に登記を得た者が勝つ（民法一七七条）」と考えるべきである。この考え方によつて先の例についての結論を示すと、A、Cともに登記を得ていない場合は、甲（A）が原告であるときでも甲（A）が勝つ、という取扱を導くはずであり、「不徹底であるという指摘がなされている。しかし、もしも、Cは登記なくして常にAに対抗できるとする、遺産分割に遡及効まで認めようとした趣旨が、全く無視されてしまうことになってしまい、結果も妥当ではない。従つて、通説の見解は、理論的に完全に行き詰まつてしまつて、対抗不能の一般理論から導かれる解決に比べてその結果も妥当でないといえよう。

（注）

（72）最判昭和四六・一・二六民集二五卷一号九〇頁。

（73）川井健『注釈民法（二五）（有斐閣）』[昭和四五年]三〇五頁。なお、広島高判昭和四五・一・二八判時五九八号七二頁は、遺産分割による不動産の共有持分の取得は、民法一七七条に従い、登記を経なければ、遺産分割後にその持分につき権利を取得した第三者に対抗できないとしている。同旨、最判昭和四六・一・二六（注72）。

（74）四宮和夫「遡及効と対抗要件——第三者保護規定を中心として——」法政理論九卷三号〔昭和五二年〕四一、四三頁。

4 対抗不能の問題の総合的解決

関する不動産の二重譲渡などの問題を含め、対抗不能が問題となるすべての問題を統一的に説明することが出来る。このことを、従来から対抗問題になるかどうかで争ってきた問題を例にとって示したいと思う。

これまでの対抗問題に関する様々な学説は、ある問題が不動産物権変動に関する対抗要件を具備するかについて客観的な基準を持っていたとはいい難い。法律行為の取消と登記、契約の解除と登記、時効と登記など問題について、対抗問題になるとする説と対抗問題ではないとする説が鋭く対立している。筆者の提唱する対抗不能の一般理論によれば、そのような問題が、不動産物権変動の対抗問題となるかどうかは、全て統一的な基準として常にAに対抗できるとする、遺産分割に遡及効まで認めようとした趣旨が、全く無視されてしまうことになってしまい、結果も妥当ではない。従つて、通説の見解は、理論的に完全に行き詰まつてしまつて、対抗不能の一般理論から導かれる解決に比べてその結果も妥当でないといえよう。

問題に該当するかどうかについて客観的な基準を持っていたとはいい難い。法律行為の取消と登記、契約の解除と登記、時効と登記など問題について、対抗問題になるとする説と対抗問題ではないとする説が鋭く対立している。筆者の提唱する対抗不能の一般理論によれば、そのような問題が、不動産物権変動の対抗問題となるかどうかは、全て統一的な基準として常にAに対抗できるとする、遺産分割に遡及効まで認めようとした趣旨が、全く無視されてしまうことになってしまい、結果も妥当ではない。従つて、通説の見解は、理論的に完全に行き詰まつてしまつて、対抗不能の一般理論から導かれる解決に比べてその結果も妥当でないといえよう。

问题是、第三者の権利を害することができないなどの用語を用いているときは、第三者の権利を害する範囲で、当事者間で発生した有效または無効に基づく法律効果が一部剥奪されることが多い。

問題となる効力が遡及効である場合には、第三者によってその効力が否認されると、第三者とその前主との間、および、第三者の前主と特定承継人との間（当事者間）において、二重譲渡に類する物権変動が生じることになるので、第三者の出現の時期を問題にするこ

これは反して、当事者間で生じる遡及効力等が第三者との関係でも効力を生じるとき

は、二重譲渡類似の関係が発生せず、真正権利者と無権利者からの譲受人の対立の問題となり、不動産物権変動の対抗問題は生じないことになる。例えば、共同相続、相続の放棄、取得時効などの問題がこれに該当することは、すでに述べた通りである。

これらの問題は、それぞれの類型によつて、対抗問題が生じるか否かについて、理論的に一貫した結論を導くことができる。そのことを、不動産物権変動の対抗問題が生じる問題のうち、詐欺による意思表示の取消の例を挙げて立ち入った説明をすることにしよう。

Aが、Bに騙されて不動産をBに譲渡し、

Bがその不動産を善意のCに転売した場合を例にとってみよう。この場合、通説・判例では、Cが不動産を取得した時期がAの取消の前か後かで区別し、Cの不動産取得が取消前の場合は、対抗問題は生じないが、Cの不動産取得が取消後の場合は、Aの取消とCの物権取得は二重譲渡と類似の関係となり、対抗問題を生じるとしている。これに対して、BからCへの不動産の譲渡がAの取消の前か後かを問わず、対抗問題は生じないが、取消後、または、取消の追認をなしうる時期以降は、民法九四条二項の類推適用があるとする説が有力に主張されている。<sup>(75)</sup>

これらの見解は、善意の第三者Cは、登記なくして、常にAに勝つという説と、善意の第三者は登記がないと常にAに負けるという説と、善意の第三者Cの不動産取得がAの取消前か後には登記のない善意の第三者Cは常にAに負けるという説の三つに分類することができるのである。いずれにせよ、善意の第三者Cが権利を主張するためには対抗要件を備える必要があるとする説によると、AもCも登記を得ていなければ、民法一七七条は適用されない。

いときは、善意の第三者Cは保護されないことになり、善意の第三者Cを保護しようとすると、民法九六条三項の条文の趣旨が生かされないことになる。これに対しても、善意の第三者Cは、二重譲渡の場合の第二買主と類似の登記がある場合でも、善意の第三者Cが勝つことになつてしまふ。結局、いずれの見解も妥得した場合、もしくは、始めから終始Aに登記がある場合でも、善意の第三者Cが勝つことになつてしまふ。結局、いずれの見解も妥当な結論を導くことに成功していない。

ところが、対抗不能の一般理論によれば、この事例に関する法律関係は、すでに、四二Bで詳しく述べたように、以下のよう必要である。

Aは民法九六条一項により、その意思表示を取り消すことができるが、民法九六条三項により、善意の第三者CがBから取得した権利を主張することによって、詐欺に基づくAの取消の効果は、Cの権利主張と矛盾する範囲で効力を失う。つまり、取消の効果の内、善意の第三者Cを害する遡及効がCによって否認されるのである（取消の遡及効の剝奪）。確かに、AB間では、Aの取消により、BはAに対して所有権を復帰させなければならないといふ原状回復義務を負うが、その義務は、取消の意思表示のときから生じるにすぎなくなるのである。

したがって、この場合、BとCの間の有効な売買契約と、BのAに対する取消による過及効のない原状回復義務が対立しており、不動産物権変動の対抗問題が発生しうることになる。問題の解決は、すでに述べた物権変動に関する対抗問題の解決方法に則り、AとCのいずれが登記を先に取得するかに従つて優劣が決定され（民法一七七条）、AとCのいずれも登記を得ていない場合は、第一買主に該当する者が勝つことになる（民法一七六条）。善意の第三者Cが取消前に譲渡を受けた場合には、取消の遡及効が否認される結果、善意

の第三者Cが第一買主と類似の立場に立つことになる。これに対して、善意の第三者Cが取消後に譲渡を受けた場合には、善意の第三者Cは、二重譲渡の場合の第二買主と類似の立場に立つことになる。したがって、A、Cともに登記を得ていないときは、これに対し、善意の第三者Cが勝つことに成功していない。

二重譲渡における第一買主に相当する地位にあるAが勝つことになる。

対抗不能の一般理論によつて導き出されるこのような柔軟な解決方法は、これまでどの学説によつても実現されなかつたものであり、その結果も妥当であると思われる。そして、対抗不能の一般理論によれば、Aの取消と善意の第三者Cの財産権取得の間の時間的前後関係は、善意の第三者Cを二重譲渡における、いわゆる第一買主の立場に置くか、第二買主の立場に置くかを左右する問題に過ぎず、AもCも登記を得ていないときは重要な意味を有するが、通説のいうように、対抗問題がそうでないかを分けるというような本質的な問題ではないという位置付けを与えられることになる。

もつとも、第三者が悪意である場合には、本説によつても、結論が通説と同じになることはいうまでもない。第三者が悪意の場合には、取消は本来の遡及効を持つので、取消の前後を問はず、詐欺を行つたBから物件を購入した第三者は全く物権を取得しない。したがつて、常に詐欺によつて意思表示をしたAが勝つことになる。これを厳密にいうならば、始めから対抗問題が生じないのではなく、まず、民法九六条三項の対抗問題の処理によって、悪意の第三者は、取消の効力を否認できない結果として、二重譲渡に類する関係が生じないため、民法一七七条は適用され

ず、民法九六条のみが適用されて、常に詐欺によって意思表示をしたAが勝つことになるのである。

以上、取消が問題となる対抗問題を対抗不能の一般理論に基づいて詳細に検討したが、この理論は、取消の問題だけではなく、通謀虚偽表示の無効、解除、遺産分割の問題などにおいても、統一的な理解の下に妥当な結果を導きうる理論であることが実証されたと思われる。

#### （注）

（75） 学説の状況については、田中整爾編『物權法』（法律文化社）「昭和六一年」九三頁以下参照。

（76） 通説・判例は、共同相続において、相続人の一人が無断で自己の単独名義に登記して、これを第三者に譲渡し、その登記も移転した場合について、他の共同相続人は、自己の法定相続分を登記なしに第三者に対抗しようとしている。原島重義『注釈民法（六）』（有斐閣）「昭和四二年」三〇三頁以下、最判昭和三八・二・二二民集一七卷一号二三五頁。

（77） 通説・判例は、共同相続人の一人が相続を放棄した場合、他の共同相続人は、登記なしに相続放棄の効果を第三者に對抗しようとしている。原島（注76）三〇七頁、田中（注75）一〇二頁、最判昭和四二・一・二〇民集二一卷一号一六頁。

（78） 通説は、時効完成前と時効完成後を区別せず、登記なしに時効取得者が優先するとしている。原島（注76）三〇八頁以下参照。しかし、判例は、時効完成後に目的物の譲渡があつた場合は、時効取得者は登記がなければ、第三者に対抗しえないとしている。大判大正一三、一〇・二九新聞二三三一號一二一頁、大連判大正一四・七・八民集四卷四一二頁、最判昭和四八・一〇・五民集二七卷九号一一〇頁。

（79） 学説の状況に関しては、一「問題の所在」（注2）参照。

- (80) 我妻栄・有泉亨「新訂物権法」(岩波書店)「昭和五八年」一〇一頁、山田卓生「法律行為の取消と登記」民法の争点I(有斐閣)「昭和六〇年」一〇五頁など、大判昭和七・三・一八民集一一卷三二七頁、大判昭和一七・九・三〇民集二一卷九一一頁。
- (81) 川島武宜『民法総則』三〇一頁、平井一雄「遡及的無効と取消」法セミニ二二号「昭和四八年」一三一頁、幾代通「法律行為の取消と登記」於保選曆記念・民法学の基礎的課題(上)(有斐閣)「昭和四六年」六二頁以下、下森定「判批・民法九六条三項について」第三者にあたる場合(判タ三二二号「昭和五〇年」九〇頁以下、四宮和夫「遡及効と対抗要件——第三者保護規定を中心として——」法政理論九卷三号「昭和五一年」一〇一頁、最判昭和四九・九・二六民集二八卷六号一二一三頁など。

## 五 結 論

対抗問題を物権変動や債権の二重譲渡の問題に限定しようとする傾向に対し、むしろ、法律が、当事者間の法律関係の効力を第三者との関係で一部制限しようとしている場合を広く対抗不能の問題と考え、その意味を理論的に解明すべきであるというのが本稿の基本的な視点である。そして、これまでの考察を通じて、法律が、「対抗することができない」とか、「第三者の権利を害すことができない」など規定している場合には、從来の見解によれば、対抗問題ではないといわれるような場合であっても、対抗不能の問題が発生しており、対抗不能の一般理論が妥当することが明らかとなつた。

すなわち、民法の条文において、「ある法律効果は、これを第三者に対抗することができない」と書かれている場合の「対抗することができない」という意味は、「当事者間で生じるある法律効果が、保護されるべき第三

者の権利を害する範囲で、その第三者に、その法律効果の効力を否認することができるという、権限(否認権)を与えたもの」と解すべきことが明らかとなつたのである。また、ある法律効果について、「第三者の権利を害すことができない」と書かれている場合にも、同様に対抗不能の問題となることが多いことはすでに述べた通りである。

右の否認権を援用できる者の範囲、援用によって生じる否認権の効力の範囲は、それぞれの条文の規定の解釈によって定まる。一般的には、否認権を援用できる者は善意の第三者である場合が多いが、善意無過失を要求される場合もあり、場合によって異なりうるものである。また、否認権の効力の範囲は、常に、保護される第三者の権利を害する範囲に限定されるといつてよいが、問題となる法律効果が会社設立の場合であれば、否認されるのは法人格である(例えは、社団法人が登記の欠缺によりその成立が否認された場合には、第三者との関係では権利能力なき社団とみなされることになる)、無効・取消の場合においては、否認されるのはその遡及効であるし、物権変動が問題になる場合には、否認されるのは物権的効力であるというように、それぞの条文にしたがってその具体的な内容は異なる。さらに、この否認権は、ある法律効果の結果から第三者を保護するために、当該法律効果から保護されるべき第三者の権利が当該法律効果によって害される範囲で、当該法律効果の効力を否認することができる法律によって認められた権限であること、その権利は、当事者の援用によって効力が発生する形成権であることも明らかとなつた。

このようにして、「ある法律効果は、第三者に對して、以上のような効果に対することができるという対抗不能の問題の解決について、筆者は、個々の対抗不能の問題の解決に際し、保護される第三者は、当事者間の法律関係から生じる効力のうち、どのような効力が認識されなければならない。本稿において、

当事者間の利益衡量を行った上で、対抗不能の一般理論を展開したつもりである。  
対抗不能の問題を民法全体にわたって鳥瞰するならば、対抗不能の制度は、決して理論的に矛盾を含んだ制度ではなく、当事者の利益と第三者的利益を十分に衡量した上で、柔軟な解決を導くことができる優れた制度なのである。本稿によって、対抗不能の制度につき、統一的に一般的な理解が可能であることが論証されたと思われる。